

個別相談10

相談者	(団体名) NPO 法人 (保健・医療・福祉 等)
	(氏名) 理事 (会計担当)
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 法人税の申告について
	<p>① 就労継続支援事業 B 型と共同生活援助事業を運営。 共同生活援助事業は、建物自体は賃貸で、入居している利用者から毎月住居費・光熱費・日用品費・給食費をいただき、年度末には精算、残った分は利用者へ全額返金。法人の利益は全くない。この事業に対して、法人税の申告をする必要があるのか？</p> <p>② 建物改修における償却資産の所有者はだれか？</p>
対応・処理 助言した内容等	<p>① → 「共同生活援助事業」の一事業部分のみではなく、総額で申請すること。 → 結局総額で申告しても(不課税部分があるので)赤字になる。通常の青色申告さえしていれば、9年間赤字を繰り越すことが出来、法人税の免除が受けられる。 → もし、実費弁償方式が認可された場合でも、貸借対照表の正味財産によっては追徴課税になる可能性があるので計画的な管理が必要。</p> <p>② → 県の補修金を使用する場合、建物勘定で固定資産に掲載、また、内部改修にあたるので、償却資産の所在は建物の所有者にある。</p>